

平成22年11月30日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩  
1番 朝長 勇  
3番 上田雄一  
5番 山口良広  
7番 宮本栄八  
9番 石橋敏伸  
11番 上野淑子  
13番 山崎鉄好  
16番 小柳義和  
19番 山口昌宏  
21番 杉原豊喜  
23番 黒岩幸生  
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉  
2番 山口 等  
4番 山口裕子  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 古川盛義  
12番 吉川里巳  
14番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
20番 川原千秋  
22番 松尾初秋  
24番 谷口攝久  
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一  
次 長 松本重男  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
政	策	部	山	田	義	利
営	業	部	淵	野	尚	明
営	業	部	林		和	幸
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	森		信	公
技			松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	英
会	計	管	國	井	雅	裕
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

---

議 事 日 程 第 1 号

11月30日（火）10時開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議長の諸報告
- 日程第4 市長の提案事項に関する説明
- 日程第5 教育長の教育に関する報告
- 日程第6 第85号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第7 第86号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等  
の一部を改正する条例 (質疑・所管常任委員会付託省略・  
討論・採決)
- 日程第8 第90号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算 (第8回) (質疑・所  
管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第9 第91号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算 (第3  
回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第10 第92号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第  
1回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第11 第93号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2  
回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第12 第94号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算 (第1  
回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第13 第95号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第  
2回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第14 第96号議案 平成22年度武雄市競輪事業特別会計補正予算 (第1回)  
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第15 第97号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算 (第2回) (質  
疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第16 意見書第4号 環太平洋経済連携協定 (T P P) 交渉参加への慎重な対  
応を求める意見書 (趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託  
省略・討論・採決)
-

開 会 10時13分

○議長（牟田勝浩君）

皆さんおはようございます。ただいまより平成22年12月武雄市議会定例会を開会いたします。

開会直後でございますけれども、意見書の取り扱いについて議会運営委員会を開きたく存じますので、暫時休憩いたします。（発言する者あり）

休 憩 10時14分

再 開 10時23分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に議運を開いていただきまして、日程第16の意見書に関して話し合いました。前日行われました議運の結果で、全員の署名をもって出すということで、皆さんのお手元のほうに全員の署名の議案が上程される——まだ上程はされておられませんけれども、するようないはずになっておりました。その内容が変わりましたので、議運で決定していただきました。

さらに、先ほど議運の中で、そして、黒岩議員が言われたように、きちんと議運で決定しても、かくかくきちんと伝えてするというところで確認をとりました。

以上でございます。

会議を続けます。

市長から提出されました第85号議案から第99号議案までの15議案及び議員から提出されました意見書第4号、請願第1号を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。山崎議会運営委員長

○議会運営委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成22年12月武雄市議会定例会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、11月29日、議会運営委員会を開き、協議いたしました結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3. 決算審査特別委員会の報告について、第4. 一般質問の質問順序について、第5. 意見書及び請願の取り扱いについて、以上5項目でございます。

本定例会において審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました条例案2件、

事件議案3件、補正予算案10件、意見書及び請願の計17件であります。

なお、追加議案として事件議案1件、人事案件1件が予定されております。

また、9月定例会において閉会中の継続審査に付されておりました企業会計、一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、一般会計等決算審査特別委員長及び特別会計等決算審査特別委員長から、それぞれ審査終了の報告が議長あてに提出されており、12月13日の議案審議の際に報告していただくこととしております。両決算審査特別委員長におかれましては、よろしくお願いいたします。

以上の件について協議いたしました結果、議案の審議順序は人事院勧告関連の85号、86号議案の条例案及び90号議案から97号議案までの8件の補正予算案と、議員から提出されました意見書については所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

請願を含むほかの議案の審議順序及び委員会付託の可否については、審議順序は議案番号順に行い、全議案を所管の常任委員会に付託し、第98号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第9回）につきましては、所管の常任委員会に分割付託されることと決定いたしました。

次に、一般質問は15名の議員から57項目の通告があり、質問順序の抽せんの結果はお手元に配付のとおりで、抽せん番号順に1日目の7日から9日までの3日間はそれぞれ4名とし、4日目の10日は3名とし、いずれも午前10時開議とすることと決定いたしました。

また、質問時間につきましては、答弁を含めて90分であります。

以上のことを考慮し、休会等を含め検討いたしました結果、会期は本日30日から12月17日までの18日間が適当である旨、決定いたしました。

なお、日程の詳細については、お手元に配付のとおりでございます。

以上で、議長の諮問事項に対する答申を終わります。

## ○議長（牟田勝浩君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日30日から12月17日までの18日間と決定をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日30日から12月17日までの18日間とすることに決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、1番朝長議員、21番杉原議員、24番谷口議員の以上3名を指名いたします。

### 日程第3 議長の諸報告

日程第3. 議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告については、お手元に配付いたしております文書をもって報告にかえさせていただきます。

### 日程第4 市長の提案事項に関する説明

日程第4. 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

平成22年12月武雄市議会定例会の開会に当たり、市政の運営状況について私から御報告申し上げます。

去る9月6日、山内町と北方町において「みんなのバス」の実験運行を開始いたしました。御存じのとおり「みんなのバス」は、私の選挙公約「みんなの政策集」にも掲げ、今後4年間かけて新たな地域の交通手段として整備を予定しているものであります。

今回は、山内町の今山区、北方町の追分区、掛橋区、焼米区の4つの区に積極的に御協力いただき、これまで約3カ月間、実験運行の第1弾として、実際に地域において住民の皆様のお力をかりながら運行を行ったものであります。

その結果であります。3カ月間で延べ約1,500名、1日の平均では約20名の方に御利用を賜りました。

実際に御利用いただいた方の声としては、例えば「病院の通院や買い物などが便利になった」、あるいは「御近所や家族に気兼ねしてなかなか送迎を頼めなかったが、自分の力で出かけることができるようになった」というように、おおむね好評価をいただいております。住民の皆様のニーズ把握という点でかなりの成果があったと考えております。

実験運行については、第2弾として12月から若木町、武内町及び山内町の船の原区と立野川内区で行うこととしております。このような第1弾での成果や課題を踏まえつつ、全国に例を見ない理想的な市民の交通手段の整備に向け、取り組みを進めてまいります。

次に、「お結び事業」であります。

これについても、「みんなの政策集」に掲げたものであります。結婚を望んでいながらも、なかなか出会いの場がないなどの理由で、それがかなわずにおられる方々が多いことから、これを地域の抱える課題ととらえ、市としてその解決に乗り出すべく、9月1日付で「お結び課」を設置いたしました。

その後、外部公募から御就任いただいたお結び課の古川英明課長の具体的な指揮のもと事業の準備を進め、この10月からは実際に縁結びを希望される方の登録受け付けを開始するなど、本格的に業務をスタートいたしました。

また、11月からは、お結び課長とともに、お結び事業の周知、情報収集、登録の勧誘、希望者との相談業務などを行っていただく「お結び推進員」4名に御就任をいただきました。

また、先般、伊万里市とも「婚活・お結び協定」を結んだところであります。今後、こういった広域化の動きを積極的に進めてまいり所存であります。

お結び事業の登録者であります。既に100名を超える方に登録をいただいております。今後さらなる登録者の拡大を図りつつ、あわせて各種の住民ニーズ、市民ニーズに応じた具体的な出会いの場を設定してまいります。

次に、海外における情報発信事業について3点御報告いたします。

1つは、上海万博におけるボランティアグループ「GABBA」の公演であります。上海万博は、本年5月1日から10月31日の6カ月間にわたり開催され、期間中、当初の予定を上回る7,300万人の来場があったと言われております。

その中で、10月2日、この万博会場内の日本館で開催されました『佐賀県の日』において、佐賀県を代表して「GABBA」の公演が行われました。

「GABBA」については、先ほど申し上げたとおり、ボランティアグループとして結成し、間もなく4周年を迎えることとなります。この間、さまざまな場面において武雄市のPRに奔走し、熱演を繰り広げていただく中、今回は最初で最後の海外公演となりました。御承知のとおり高齢でもあり、健康面も心配をしておりましたが、2回の公演を元気にこなされ、武雄市、佐賀県、そして日本を代表して、中国の皆さん、世界の皆さんに強烈なアピールを行うことができ、また中国の皆様からも熱狂的な歓迎をいただいたところであります。

もう1つは、去る11月5日、6日の両日に参加いたしました「台湾国際旅行博」出展事業であります。「台湾国際旅行博」は、ことしで18回目を迎え、例年20万人を超える動員数を誇る台湾最大の国際旅行見本市であります。

今回は、9月に武雄市、福岡市、嬉野市、平戸市及び雲仙市で設立いたしました「東アジア誘客3県都市連携会議」としての参加でありました。5市でのスケールメリットを生かした観光PRが行えたことはもちろんのこと、博覧会に参加していた現地の有力観光事業者等に対し、直接市長等のトップセールスを行うことができたことは、今後、外客誘致の取り組みに極めて有効であったと考えております。

さらに、あした12月1日付で、市職員を佐賀県庁国際戦略室に派遣をいたします。佐賀県と一体となって国際戦略について具体的な取り組みを進めてまいります。

次に、北方町宮裾地区において開発中であり「新産業集積エリア開発事業」について御報告申し上げます。

宮裾地区の新産業集積エリアについては、県との共同開発事業として平成19年度に計画決定、その後、各種調査・設計等を経て、本年度から本体工事に着手しております。

しかしながら、ことしの夏は異常ともいえる酷暑と少雨であり、その影響によりまして、盛り土や締め固めに必要な土の含水率が極端に不足したため、散水しながらの施工を余儀なくされるなど、作業効率に著しい低下を来たすことになりました。

これを含め諸般の事情から、今回、造成工事全体の工期を見直す必要が生じ、これに伴い分譲開始についても平成23年4月から10月に変更を行いたいと考えております。

つきましては、今後、県とも協議を行いながら、工期の延長等に必要な諸手続を行ってまいります。ここに、あらかじめ御報告申し上げる次第であります。

そして、平野議員、江原議員の記者会見等であります市民病院民間移譲に関する住民訴訟に関して御報告を申し上げます。

何度か裁判等の具体的な手続が進んでおりますけれども、第2回口頭弁論が来る12月17日に開催をされます。市民がかわいそうであります。私たちとしては司法の場で、私たちの決断、議会の決断が正しかったということ、そして、現に今、新たな新武雄病院がバイパスの近くにどんどんでき上がっております。これは市民の希望の星であります。そういった中で、こういった住民訴訟については、あちらさんの弁護士さんがいろんなペーパー等を投げられているみたいですが、私たちとしては正々堂々戦ってまいりたいと、このように考えております。

以上、市政の主な事項について御説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、今後とも市制運営に対し御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

提出議案については、前田副市長より説明をいたさせます。

[25番「議長、発言を求めますけど。議事進行について」]

**○議長（牟田勝浩君）**

議事進行ですか。

[25番「はい」]

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）**

市長が今、1週間前に配られた、正式には市長提案事項説明要旨に基づいて原稿を読み上げられたわけですね。自分の意見を加えるのは、それは構わんですけれども、従来は——どこやったかな、1ページのときですね、「しかし、一方で」という下から10行目ぐらいのところ、「本格的な整備を進める場合、いろんな制約がある中で運行形態としてはどのような形が適当であるか」という原稿もあります。必ずしも、原稿に沿ってすべて言わなきゃならないという制約はないかもしれません。しかし、今までの慣例で言いますと、この趣旨説明に関しては、やはり市長の所信表明ですから、この文章に載っていない部分については、議長の許可を得て、発言の追加を申し出て許可を得て発言をします。

提案されている議案の中の分を補強するとか、そういう程度のことはあると思いますよ。住民訴訟に関しては、この議会の中でも議案としてなっているわけじゃありませんから、極めて恣意的な、意図的なことを感じるんですよ。「平野議員、江原議員」という、こういう固有名詞を使ってね。我々原告ではないわけですから。そして、住民訴訟が行われてい

る……（発言する者あり）黙るときなさいよ。

そういう意味では、今までは議長の発言許可を得て了解を得たと、それで追加するというふうに来てきたでしょう。そういった慣例が打ち破られとるでしょう、今回に関しては。そこは議長、きちんとしてくださいよ。議長は議場の整理が必要なわけですからね。1週間前に市長の演告もちゃんと全議員に配る、こういう所信表明をやっていきたいという報告を議長にもする、副議長にもする。それに加えて、今の現況の政治情勢のもとでどうだとか、特別なことを加える場合についても議長の許可を得る。それに加えて、今回は「平野議員、江原議員」という固有名詞を使って住民訴訟のことまで言及される。議案にないでしょう。

そういうことを考えますと、議長、その件については見解を求めてくださいよ。まず、第1点はその点です。

**○議長（牟田勝浩君）**

ただいまの議事進行でありますけれども、市長演告に関しましては、先日市長のほうから、内容に関してつけ加えたりすることがあるかもしれないということで、これを許可をしております。

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）**

1ページの市長演告の中で飛ばしたところは言いましたよね。だから、そこはですね、今回の議会から議案については副市長がやるということで、次のページについては副市長が出てきて説明するわけでしょう。そういう初日の本会議の運営については、議会運営委員会でも論議をしてきたところですよ。

しかし、そういった意味では、市長の先ほどの新たに加えた、自分の感情をむき出しにした意見というのは、これは到底これまでの議会の慣例を無視するものだということを、あえて指摘をしておきたいというふうに思います。

**○議長（牟田勝浩君）**

それは先ほど……

**○25番（平野邦夫君）（続）**

議長は許可したわけ。先ほど私が指摘をした「平野、江原議員」という固有名詞を使っての住民訴訟云々というのは、そういうところまで市長は発言の許可を求めたんですか、報告の許可を求めたんですか。

**○議長（牟田勝浩君）**

25番平野議員に対する議事進行に関して答えたいと思います。

これは今回の議会に限らず、前回、前々回、そして、ずっとこういうふうに変えたいという申し出は常にあっておりました。細かい内容に関しては特には言えませんが、変えても構いませんよという形で許可しております。

平野議員が先ほど指摘されました、前段で市長、副市長がやるというのは、もう議会運営委員会できちんと決めていただいた内容であります。

以上でございます。

〔26番「議長、議事進行」〕

議長に対する議事進行ですか。

〔26番「はい」〕

26番江原議員

**○26番（江原一雄君）**

先ほど議長は、議事進行に対しての答弁を、つけ加えることについての相談があったから許可したと申されました。私が指摘したいのは、この市長の演告の中で、1ページの「みんなのバス」の件について途中4行すっ飛ばしました。これはちゃんと、もう一回やり直してください、市長。市長がそう思うなら、議長、そういう意味ではこれは4行すっ飛ばしていますから確認してください。（「文書で出しとっけんよかろうもん」と呼ぶ者あり）市民はわかりません。

**○議長（牟田勝浩君）**

再度報告させるというのは、皆さん方のお手元に配ってあるから、それは必要ないと判断いたします。（「必要あるよ」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

議事を進行いたします。

前田副市長、説明を求めます。前田副市長

**○前田副市長〔登壇〕**

それでは、私のほうから今定例会に提出しております議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例議案でございますが、「武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」2件を提案しております。いずれも、国家公務員の給与改定に準じ、改正をお願いするものでございます。

次に、事件議案につきまして3件を提案しております。

「武雄市過疎地域自立促進計画について」は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、「市道路線の廃止について」及び「市道路線の認定について」は道路法に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

補正予算議案につきましては、条例議案に関連する職員等の給与改定に伴う人件費の補正として、一般会計、特別会計6件及び水道事業会計の補正予算を提案しております。

また、政策関連といたしまして、一般会計及び競輪事業特別会計の補正予算を提案してお

ります。

一般会計補正予算（第8回）では、給与改定分のほかに図書館の本を電子媒体化し、i P a dなどに配信することにより、図書館利用者が図書館に足を運ぶことなく利用できるシステム構築に要する経費などをお願いしております。

一般会計補正予算（第9回）でございますが、営業部門では、耕作放棄地の防止や高度利用化を図るための補助金、森林整備のための助成金などを計上いたしております。

次に、こども部門では、安心こども基金特別対策事業補助金を活用し、認定こども園幼稚園型の認定を受けた園に対する運営費補助等を計上しております。

くらし部門では、小規模福祉施設のスプリンクラー等の設置に対する補助金や、個人や事業所で検診を含めたがん検診受診の状況を把握するため、朝日地区をモデル地区として調査を行う経費などを計上しております。

次に、まちづくり部門では、市道の老朽化に伴い、通行上危険な状態にある箇所や道路排水施設の補修に要する経費などを計上しております。

次に、競輪事業特別会計補正予算（第2回）では、競輪発売業務に係るシステムの中央への集約化に要する経費等を計上しております。また、来年4月7日から4日間開催されます第26回共同通信社杯『春一番』に係る広報宣伝事業費の債務負担行為をお願いしております。

なお、詳細につきましては、議案審議の際それぞれ補足説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

## 日程第5 教育長の教育に関する報告

### ○議長（牟田勝浩君）

日程第5. 教育長の教育に関する報告を求めます。浦郷教育長

### ○浦郷教育長〔登壇〕

教育に関する報告を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

これまでに小中学校15校、北方幼稚園の学校訪問を行いました。各学校、園におきましては、教育活動の積極的な公開、地域との連携を図った教育、特色ある学校づくりに向けた努力をいたしております。

特に、川登中学校では、「つまずきや疑問にチャレンジし、基礎学力の向上を目指す生徒の育成」という研究テーマで、生徒相互の学び合いを取り入れた授業の展開など、学力向上に向けた研究の発表を行いました。

また、山内中学校では、佐賀県魅力ある学校づくり推進事業として、小中学校共通して取り組まれている「立腰教育」を視点とした研究。朝日小学校では、来年度から完全実施となる外国語活動について、「コミュニケーション力の育成」を視点として研究発表会を開催いたしました。

さらに、12月には御船が丘小学校で佐賀県教育委員会の指定を受け、読みの力を活用する児童を育てる国語科学習について研究発表をする予定です。

10月21日には、小中学校音楽会が文化会館大ホールで開催され、日ごろの音楽教育の成果を発表しました。

教師力向上につきましては、「武雄セミナー」を毎月1回開催し、互いの実践発表や講師による講演を聞くなどして、教師力・授業力の向上に努めてもらっています。

ことしは国民読書年ですが、「国民読書年」記念佐賀県学校読書コンクールでは、多読部門で東川登小学校が優秀賞を受賞いたしました。

これまで、毎月1日に武雄市ノー・テレビ（親子読書）デーを全小中学校で実施しており、小学校で8割から9割、中学校で5割の家庭で取り組まれております。今後もさらに実施率が向上するよう呼びかけていきたいと考えています。

電子黒板の活用についても、各小中学校で利用率が上がっており、効果的な活用を目指しているところです。

学校施設の整備につきましては、武雄小学校の大規模改造工事を行い、管理棟の耐震補強及び外壁の改良工事が完了いたしました。武雄中学校については仮設校舎が完成し、2学期から使用しております。現在は教室棟の解体中であり、完了後、新しい教室棟の建築工事に着手していきます。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年育成事業につきましては、「地域活動の日事業」を初め、「放課後子どもプラン推進事業」「わんぱくスクール」など体験事業として実施いたしております。

各町公民館においては、町民運動会や文化祭、ふれあい祭りなど多彩な催しが盛大に行われ、多くの参加者でにぎわいました。

11月20日、21日の両日、全国人権・同和教育研究大会が佐賀県で開催され、武雄市もサブ会場として全国からたくさんの方々が参加されました。これにあわせて、11月21日に山内農村環境改善センターで「人権フェスタ in たけお」を開催し、市内の小中学生から募集した人権標語の表彰や講演会をいたしました。

スポーツ振興事業につきましては、10月16日、17日の両日開催された「第63回県民体育大会」で、武雄市選手団は相撲一般男子が優勝するなど各競技で見事な成績をおさめ、総合成績は市の部におきまして昨年度同じく第4位でありました。

また、11月7日に「第17回武雄市さわやかスポーツ・レクリエーション祭」を開催いたしました。ソフトバレーボールやミニテニスなど4競技を実施し、約170名の参加をいただきました。

12月には「第6回武雄市各町対抗駅伝大会」や、県内の小中学生500名を対象として「プロ野球佐賀県人会少年野球教室」が白岩球場で開催されます。

文化振興では、OMURA室内合奏団による小学校や公民館へのアウトリーチで、たくさんの方にクラシック音楽を身近で楽しんでいただきました。

武雄市図書館・歴史資料館は、本年10月、10周年を迎えることができました。この間、市民の皆様を初め多くの方々に御利用いただき、本年10月末で入館者が290万人を突破いたしました。蔵書も開館当初8万冊であったのが、現在では目標の18万冊を超え、充実を図ってきたところです。今後も、市民の皆様に関われる図書館づくりに取り組んでいきたいと思っております。

文化財保護につきましては、9月から10月にかけて各地域でさまざまな民俗芸能が、秋祭りや供日に奉納されました。11月20日には全国民俗芸能大会が日本青年館で開催され、高瀬の荒踊が全国5団体の一つとして出演し、好評を博しました。

また、第1回古代山城サミットが大野城市で開催され、おつぼ山神籠石を有する本市もこれに参加し、交流とこれからの整備のあり方について研修しました。

以上、教育に関する報告をいたしました。

なお、主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりであります。

今後とも、さらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせていただきます。

#### ○議長（牟田勝浩君）

これより審議を開始いたします。

#### 日程第6～第7 第85号議案～第86号議案

日程第6. 第85号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第7. 第86号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

#### ○角政策部長〔登壇〕

おはようございます。第85号議案、第86号議案の御説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

第85号議案につきましては、一般職と任期つき職員の給与でございます。

内容につきましては、1つ、一般職の中高年層の月例給を中心に0.19%引き下げるとした国の基準に合わせて、給料表を改定いたしております。2つ、55歳を超える6級以上の職員につきましては、当分の間、一律1.5%を減額して支給するものです。3つ、期末勤勉手当の支給額を0.2カ月分減額するものでございます。

次に、議案書12ページでございます。

第86号議案でございますが、武雄市議会議員、市長、副市長、教育長の期末手当を0.15カ月分減額し、年2.9カ月分とさせていただく内容でございます。

いずれも、人事院勧告により国家公務員の給与改定がなされておりますので、これまで同様、これに準じた改定を提案させていただいているところです。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第85号議案及び第86号議案に対する一括質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第85号議案に関して、二、三お伺いしたいんですけども、人事院勧告に準じて今回第85号議案の条例を出したと。人事院の勧告に準ずるとというのが、これまで武雄市でやってきたことなんだという勉強会での説明がありましたね。ここで40歳以降について減額、若年層を配慮したと。55歳以上の管理職を中心にして、期末手当0.2カ月ですか、こういう人事院の勧告の基本というのか、若年層に配慮しなさいとか、あるいは55歳以上の管理職はどうだとか、そういうことも含まれているんですか。それは、特別に武雄市の市庁舎内の人事考査の中でやられたんですか。それをまず聞いておきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

お答えいたします。

人事院勧告どおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

勧告どおりでありますということで、40歳以下については子育て中でもあるし、大変だから配慮しなさいという内容も勧告の中に含まれているんですかと、優しい質問をしているんですけど。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

改めて答弁申し上げます。

人事院勧告どおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第85号議案及び第86号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたい

と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案及び第86号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第85号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する討論を求めます。討論ございませんか。25番平野議員

#### ○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。従来、人事院勧告のマイナス勧告というのは、そう今までありませんでしたね。この10年間の民間の給与等々見ていまして、今の経済状況を反映して、9年間まとめますと、確かに下がってきていることは事実なんです。従来、公務員の賃金を下げるときには、民間と比較をして、民間ベースを見て判断をしていくという、いわば公務員に関してはそういう人事院勧告というのが一つの柱になっていますよね。

そういうことから見ますと、今回提案されている人事院の若年層への配慮、55歳以上の管理職を0.2カ月分減らすというわけで、1.5%というわけですから、そういう意味で私はこの第85号議案の武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案については、反対の立場から意見を述べたいと思います。

議案によりますと、一般職員の場合、期末手当は現行100分の275、平成22年12月100分の260、平成20年4月以降100分の260、現行よりも0.15%の減と。職員の期末勤勉手当は3,292万円、これはあとの補正予算に総額が出ていますね。3,292万2,000円の影響額。給料は108万9,000円。総額を見ますと、これは3,410万3,000円となっております。

次の第86号議案にも出てくるわけですが、第86号議案は特別職と議員の報酬に関するマイナスですね。この報酬と給料というのは、お金は一緒ですが、性格は違いますよね。報酬というのは議員、特別職もそうですけれども、いわば1つの仕事を持っていて、議員をやることはできる。もちろん兼職禁止の項はありますけれども、これを守ってさえおれば、1つの仕事をほかにしながら議員をやる。したがって、報酬という位置づけがされている。これは、報酬等審議会によって高いか低いかを査定し決定をすると、議決を求めていく、条例化していく。

給料については、これは公務員法ではアルバイトはしちゃいけませんよね、ほかに収入を求める仕事はできない。労働三権も制約されている。そういう意味で、人事院勧告で調整をとっていくという、この制度そのものは変わっていないというふうに考えるわけであります。

そこで、経済が冷え込んでいるとか、あるいは不況等のしわ寄せというのが、働いている勤労者、労働者にしわ寄せがされる。これは、ますます日本の経済、現在と将来を見通した

上で、じゃあ輸出大企業だけもうけていいのかと、そこを支えている中小企業や勤労者、労働者の賃金がどうなっていくのかと。それは、日本経済新聞で読みましても、この1年間、約1,000万人、きちんとした数字を言いますと83万人減っているんですよ。これは団塊の世代の定年退職を迎えてということもあるかもしれませんが、いずれにしても、1年間給与をずっともらい続けたというのは83万人の減だと。団塊世代が一つの主要の柱になっているかもしれません。

そういうことを見ても、そういう給与というのは生活の基本ですから、いわば絶対主義的な経済の確立も必要だし、それに教養、娯楽費も加えていかなきゃならない。そういったことが、地域経済の需要にもつながっていきますね。ですから、そういう地域経済を支えていく上で、この給与というのは大きな影響を持つてくるわけです。ふえるか減るかによってですね。

国税庁の民間給与実態調査でわかった内容として報道されていますけれども、1年間の民間の平均給与405万9,000円、前年から23万7,000円、5.5%の減だと。これは過去統計とり始めてから過去最大の下げ幅だという報道をいたしております。今まではどの程度の下げ幅だったかという、その前の比較で見ると下落幅というのは7万6,000円。7万6,000円に対して、去年は23万円民間は減ったと、1.7%。今、民間企業に09年1年間勤務した数字は言いましたね。しかも、その結果として、年間300万円以下の給与所得者というのが、その割合を見ますと39.7%から42%へ増加している。これは、武雄市の税務課の調べで見ても200万円以下というのがふえてきている。

厚労省が示した日本の貧困率というのは、初めて率を出したのは昨年ですよ。これが247万円、中間点をとった場合に247万円というのが日本の貧困率の基準だと、目安だということなどから言われてみますと、日本の経済の特徴を見ますと、GDPの60%というのが消費経済だと。勤労者が物を買う力が弱まっていくと、経済というのは低下していかざるを得ませんね。どこかを省略していかざるを得ない。どれだけの勤労者が1年間働いているかという、数を言いますと4,000万人でしょう。この数字も、勤労者というのは4,500万人ですよ。そこをいかに懐を豊かにしていくかということが国の施策、いわば事業を展開していく上で柱に据えるべきじゃないか。これは国であれ、県であれ、地方であれ、そうではないかと考えるところであります。

そういった意味では、今の状況を見ますと、公務員への人件費の削減、一般職で平均9万円、影響額が大きいですよ。議員も含めた特別職については平均6万円の減、これは議員の報酬と給与の違いなわけですから、それは考えられないことではないということを譲歩した上で、この第85号議案に対する職員の給与減については、反対の意見を述べておきたいと思えます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。反対討論が余りにも長過ぎて、何を言っているのかわからんような状態でちょっと登壇いたしましたけれども、いずれにいたしましても、職員を含め、我々の報酬なり給与が下がるということは、我々の生活にとっても確かに非常に厳しいかもわかりません。しかし、今の現状を考えたとき、今の経済状況を考えたときに、いたし方がないのかなど。人事院勧告で国に準じてやるという話の中で、この議案が提出をされましたので、そういう意味を含めて賛成ということで、皆様方の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第85号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第86号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8～第15 第90号議案～第97号議案

日程第8. 第90号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第8回）から日程第15. 第97号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）までの以上8議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第90号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第8回）から第97号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）について、一括して御説明いたします。

まず、第90号議案でございますが、先ほど御審議いただきました給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

本来ならば、人件費分として減額するところでございますが、退職者の増加等で退職手当を追加したため増額となっております。

人件費以外におきましては、MY図書館構想における委託料526万4,000円をお願いいたしております。財源といたしましては、退職手当基金からの繰入金8,000万円でございます。

第91号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）から第97号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）の7つ特別会計の補正予算でございますが、これらにつきましては、いずれも一般会計同様でございます。

給与改定及び当初予算編成以降の職員の異動に伴う人件費の補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第90号議案から第97号議案までに対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第90号議案から第97号議案までは所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第90号議案から第97号議案までは所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

最初に、第90号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第8回）に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第90号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第91号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第92号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第93号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第94号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）に対

する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第95号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案 平成22年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第96号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第97号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 意見書第4号

日程第16. 意見書第4号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。15番小池議員

#### ○15番（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。意見書第4号について趣旨説明をいたします。

菅総理大臣は、第176回臨時国会の所信表明演説の中で、唐突に環太平洋経済連携協定、通称TPPへの参加について検討することを表明し、さらに横浜市で開催されましたアジア

太平洋経済協力会議の首脳会議において参加に向けた姿勢を示されましたが、このTPPは例外なき関税撤廃を原則とするため、我が国の農林水産業への影響ははかり知れず、壊滅的な打撃を受けると懸念されます。食料の安定供給を揺るがすおそれがあり、これまでの経済連携協定とは比較にならないほど厳しいものであります。

政府においては、食料自給率、木材自給率を50%まで引き上げるという食料・農業・農村基本計画や、戸別所得補償制度とTPPとの整合性、財源等についての説明が全くなく、強い疑問を感じざるを得ません。また、我が国の食料安全保障の観点からも、国民の生活を危機的な状況に追い込むことが想定されます。

よって、TPP交渉参加への慎重な対応を求めるものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「賛成」「反対」と呼ぶ者あり）

御異議なしと……（「反対で言いよらあばい」と呼ぶ者あり）えっ、反対、ちょっと聞こえません。（「反対」と呼ぶ者あり）反対ですね。（「そいぎ、立って採決ばとろう」と呼ぶ者あり）

これより意見書第4号を採決いたします。

本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

〔23番「議長、議事進行」〕

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）**

賛否があるのは何でも一緒ですけれども、質疑を求めても質疑がない、討論らしい討論もない。それで反対となるのはおかしいということは、何回も過去言いましたね。議運の中でもいろいろと言ってきましたけど、そこはやっぱり議長、ちゃんとして、どこに対立点があ

るのかということを出して、賛否をとっていかなければおかしいとじゃないかということは、過去何回もありましたので、大分よくなって今はちゃんとされているわけですから、我々も参考になりますからね。もちろん反対したっていいですけども、そこはちゃんととり方を議長はびしっとしてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

**○議長（牟田勝浩君）**

今、黒岩議員から議事進行の指摘がありました。

これは過去、黒岩議員も何回かこの議場で発言されていまして、皆さん方も反対とかの際には討論を行うようになっておりました。今回は宮本議員が反対されましたけれども、それに対する討論はございませんでした。ずっとこれは主張されてきたことなので、できればやっていただきたいんですけども、これは一度とどめました、再度戻して討論を認めてよろしいでしょうか。（「討論省略でもよかとよ」と呼ぶ者あり）いかがいたしますか。（発言する者あり）よろしいですか。（発言する者あり）

〔25番「議長、議事進行」〕

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）**

いや、ルールがきちんとあるわけでしょう。ですから、討論することも討論しないことも、議員の選択権ですよ。この内容のところやって署名しない、あるいは、これはどうしても国民生活を脅かすものであるということから意見書を出す、そういう論議を議運でもやってきて、本会議でも資料を出されて、そして本人の意思尊重ということで議案の差しかえもありましたよね。ずっと議事が進んでくる。そしたら、質疑をとどめた段階でさっさと行かないと、あら、質疑はとどまった、討論はとどめられた、それでも反対だと。そういうことで、後で思い出して、いや、これは反対すべきだったと、繰り返すことになりますよ。それは時間も感覚も必要ですけど、事前に混乱が起きないように、私みたいに詳しく過ぎるみたいに説明することもありますけれども、だから議長もね、議事の進め方といいますか、そこはきちんと整理したほうがいいと思いますよ。後で思い出して、議長から反対討論を促されて、そして討論に立つというのが、これも一つのルールかもわかりませんが、そこはきちんとしていただきたいと思います。（「今からとめるわけいかんけん、されんぎしょうがない」「発言をとめろと言っているんじゃない」と呼ぶ者あり）

**○議長（牟田勝浩君）**

ただいまの議事進行の件ですけども、まだ採決はしておりません。そして、先ほどの討論ございませんかということで、ありませんでした。その後の御異議ございませんかというところで、異議ありということで出ております。振り返っても、その部分がまだ採決の手前でありましたので、先ほど平野議員が言われました、途中で変えるというのは採決が終わった後、途中で変えるのは全く認められないことであります。（「少し整理せんばいかん」と呼

ぶ者あり)

[23番「議事進行」]

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）**

だから議長ね、私が言うたのは平野議員と全く一緒のことを言っているんですよね。議長が淡々と持ってきて、なかったじゃないかと私は言うたんです。だから、とるのがおかしいですよと言ったんですよ。あなたが言うたように、議事録をもう一遍見たらわかりますけれども、ずっと求めてきて何もなかったのに採決するのはおかしいですよとなるわけですから、形が。だから、それはタイミングと言われましたけれども、淡々といかなければいけないと思うし、もちろん何も言わん人も途中でわかるかわからん。

先ほどの問題であれば、1回反対討論されていますから、みんな人勸に関する事だから省略してもわかりますよね。今の場合、議長がずっと求めてきて何もなかったということに進めよっけんが言いよつとですよ。そういう整理をちゃんとしとかなくていいんですかと議長に聞いているんですから。何も宮本議員に討論を求められこれじゃない、議長に聞いているんですよ。そういうことをやるんですかって、何も無いのに採決するんですかって、そういう意味ですから。そういうことをされるのであれば、されて結構ですよ。私はそういうのは認められません。

**○議長（牟田勝浩君）**

ただいまの議事進行でありますけれども、これは黒岩議員が何度もこの議場で発言されている部分であります。

先ほど、採決前ですからいいのではないかと、皆さんいかがでしょうかということでお尋ねしましたけれども、議論が出ましたので、これは削除したいと思います。

[24番「議長、議事進行。大事なことですから」]

24番谷口議員

**○24番（谷口攝久君）**

粛々と論議をしていくのは十分なことですけれども、必要なことですが、討論の形式の中にも賛成、反対あっても、例えば提案者にはならないけれども、賛否については意思をはっきりするというような事例のようです、今考えると。

そうすると、討論を求められたときに、討論反対と言ってもいいですけど、反対でも討論省略という言葉で、そういう進め方をするのはよくあるわけですよ。それは慣例としてそういう討論の仕方がありますから。あえて、採決に入るときに討論を求めるということについては、やはり議事進行上は好ましくないという気がするわけですから、そういうふうな進め方をしてほしいと思います。

だから、恐らく反対と討論に出られようとされた、催促を受けたから出ようとされたんだ

と思うんですけど、現実的には提案者にはならないけれども、その趣旨については賛成だということを意思表示してありますので、そういうことからすれば、今のような、あえて討論を求めるといふことについては、いかがかという気がしますので、そういう形での進め方をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

先ほどの谷口議員の議事進行でありますけれども、反対という声がちょっと聞こえなかった部分もあります。

それともう1つは、この議場の中で趣旨説明がなくていいのかということで意見が出たので、皆さん方にどうしましょうかと聞いたときに、宮本議員が手を挙げてやってもいいということではなりました。ただ、それは先ほど、再度議事進行がありましたように、これはもう削除するということで先ほど言いました。これでそのまま進めたいと思います。

それで、谷口議員が言われた部分は、一度、議会運営委員会の中でも話し合われたことであります。これは再度言いますけれども、議事進行がそれに対して出ましたので、お答えした部分でございます。

以上でございます。

議事を進めたいと思います。（発言する者あり）

本案に関しましては御異議がございましたので、起立により採決を行いたいと思います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第4号は、明記されております方々に送付させていただきます。大変御迷惑かけました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 11時27分